

通信制高等学校の情報発信事業

仕 様 書

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付振興係

1. 事業の趣旨

近年、義務教育段階の不登校児童生徒数の増大、修業年限の3年以上への弾力化等の影響もあり、平成10年以降、通信制高等学校の学校数・生徒数が急増しており、中でも生徒数は令和6年度において290,087人と増加の一途をたどっている。このような状況において通信制高等学校は、従来からの勤労青年のための教育機関としての役割だけでなく、多様な学びのニーズへの受け皿として、不登校・中途退学経験者等への学び直しの機会の提供や、困難を抱える生徒の自立支援等の面でも大きな役割を担っている。

一方で、通信教育の制度や特徴については、社会に正しく浸透しているものとは言い難い状況にある上、とりわけ広域通信制高等学校については、制度上、都道府県の圏域を越えて、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第3条に規定される通信教育連携協力施設が設置されていることにより、施設所在地の都道府県以外の都道府県が認可した施設が存在している状況にある。さらには、当該施設においてなされる活動が教育課程内の内容であるのか、施設独自の活動であるのかについて判然としていない場合も多く存在する。これらのことから、生徒や保護者もしくは中学校の進路指導を行う教員等は、主として民間サイトの情報を手掛かりとして、進路指導や進路選択を行うことが想定される。この点、「高等学校教育の在り方ワーキンググループ審議まとめ」（令和7年2月12日）において生徒や保護者もしくは中学校の進路指導を行う教員等が通信制課程の制度や特徴等を正しく理解できるよう、国などが分かりやすく情報を発信していくことが重要である旨の提言がなされている。

こうした現状を踏まえ、本事業においては、高等学校通信教育の正しい制度や特徴について掲載したり、各通信制高等学校が公表すべき情報を一元的に掲載したりすることで、通信制高等学校への進学を検討する生徒や保護者、中学校の教員、通信制高校を所轄する都道府県の職員等が適切な情報を得られるよう、情報発信サイトを構築する。

2. 事業内容

(1) 通信制高等学校の実態調査について

別添の通り実施している「令和7年度通信制高等学校実態調査」(令和7年7月10日事務連絡)について、各所轄庁(約128箇所)の調査票の回答についてとりまとめを行う。なお、所轄庁の文部科学省に対する回答時期は令和7年8月29日(金)17:00である。

①実態調査のとりまとめ

- ・所轄庁から提出された調査票(回答データ)については、「文部科学省行政情報システムクラウドストレージ」(以下、「BOX」という。)を通して文部科学省担当課から受託者に提供するものとする。
- ・所轄庁から提出された調査票(回答データ)をもとに文部科学省担当課にて作成する集約シートA及びBについて、文部科学省担当課より指示するデータクリーニングを行う。必要に応じて所轄庁への問い合わせ、修正した回答の提出を求める。

※集約シートA及びBは文部科学省担当課において作成し、その内容は以下の通り。

集約シートA…調査票(回答データ)の集計シート(調査票上は非表示となっている)を調査資料「(参考)提出ファイルの件名に記載する番号について」の番号順に1枚の表に集約したもの。

集約シートB…調査票(回答データ)のシート「(4)通信教育連携協力施設の基本情報・学校評価・情報公開等」を「(参考)提出ファイルの件名に記載する番号について」の番号順に1枚の表に集約したもの。

- ・集約シートA及びBから以下の事項を抽出し、「(参考)提出ファイルの件名に記載する番号について」の番号順に1枚の表に集約をする(以下、「集約シートC」という)。

(抽出する事項)

所轄庁名、学校名、設置者名、本校(実施校)の所在地(住所)、本校(実施校)のホームページのトップページURL、独立・併置の別、広域・狭域の別、通信教育を行う区域、公立・私立・株式会社立の別、設置学科、修業年限、本校(実施校)の収容定員数(令和7年5月1日時点)、本校(実施校)の在籍生徒数(令和7年5月1日時点)、通信教育連携協力施設数、本校(実施校)の情報公開ページURL、通信教育連携協力施設の名称、通信教育連携協力施設のホームページのトップページURL、通信教育連携協力施設の所在地(住所)、面接指導等実施施設又は学習等支援施設の別、通信教育連携協力施設の収容定員数、通信教育連携協力施設の在籍生徒数(令和7年5月1日時点)、在籍生徒数が0の場合その理由、面接指導を行っている場合は○、試験を行っている場合は○、添削課題のサポート等を行っている場合は○、通信教育連携協力施設の情報公開ページURL

②実態調査の分析

集約シートA、Bについてその内容を分析し、報告書にまとめる。

なお、報告書の内容については、設問ごとに全体・公立・私立・株立に分類し行うなど、文部科学省担当者と適宜相談をしたうえで、傾向を把握できるように工夫すること

参考：令和3年度高等学校における教育の質確保への対応のための調査研究 報告書
(https://www.mext.go.jp/content/20240701-mxt_koukou01-100002267_02.pdf)

(2) 通信制高等学校の情報発信サイトの構築

集約シートCの情報等を掲載する通信制高等学校の情報発信サイトを作成する。

「本校（実施校）・通信教育連携協力施設検索」ページ以外のページの掲載原稿については、文部科学省担当課より提供する資料等を基に受託者で作成し、内容については文部科学省担当課と調整すること。

サイト構築にあたっては、契約後文部科学省担当課より提供する「令和6年度 高等学校通信制課程の情報発信に関する調査研究」の報告書も踏まえ、ターゲットとなる「通信制高等学校への進学を検討する生徒や保護者、中学校の教員、通信制高校を所轄する都道府県の職員等」が見やすく、使用しやすいデザインを意識した提案をすること。

①ターゲット

通信制高等学校への進学を検討する生徒や保護者、中学校の教員、通信制高校を所轄する都道府県の職員等。

②コンテンツの内容

(ア) 通信制高等学校に関する基本の説明

通信制高等学校の制度や特徴等の基本的な説明を掲載する。

(イ) 学校・通信教育連携協力施設の検索が可能なページの作成

- ・2（1）①で作成した集約シートCを用いて、本校（実施校）または通信教育連携協力施設、所在都道府県、公立・私立・株式会社立の別による検索が可能なページを作成する。
- ・検索結果として表示する内容は、以下の内容とする。

区別	表示する内容
本校（実施校）	学校名、本校（実施校）の所在地、本校（実施校）のホームページのトップページURL、独立・併置の別、通信教育を行う区域、公立・私立・株式会社立の別、設置学科、通信教育連携協力施設数、本校（実施校）の情報公開ページURL、
通信教育連携協力施設 （面接指導等実施施設）	本校（実施校）の表示内容に加え、通信教育連携協力施設の名称、通信教育連携協力施設のホームページのトップページURL、通信教育連携協力施設の所在地（住所）面接指導を行っている

	場合は○、試験を行っている場合は○、添削課題のサポート等を行っている場合は○、通信教育連携協力施設の情報公開ページ URL
通信教育連携協力施設 (学習等支援施設)	本校（実施校）の表示内容に加え、通信教育連携協力施設の名称、通信教育連携協力施設のホームページのトップページ URL、通信教育連携協力施設の所在地（住所）添削課題のサポート等を行っている場合は○、通信教育連携協力施設の情報公開ページ URL

※本校（実施校）：約 300 校、通信教育連携協力施設：約 4,000 施設

また、集約シート C についても、当該ページに掲載する。

(ウ) 就学支援金関係

就学支援金に関する情報及びリンクを掲載する。

(エ) よくある質問

通信制高等学校への進学を検討する生徒や保護者、中学校の教員、通信制高校を所轄する都道府県の職員向けのよくある質問を掲載する。

(オ) 関連資料

関係省庁などのサイト等のリンクを掲載する。

③コンテンツ作成時の要件・留意点

本件は、文部科学省公式ウェブサイトの特設サイトの構築のため、契約後、文部科学省公式ウェブサイト担当事業者と適宜打ち合わせを行い、掲載可能な仕様か、下記内容も含め協議する。契約後コンテンツのイメージ案を基に要件定義をする検討する時点、設計後、制作後の 3 回程度を想定。

(ア) 掲載可能なサイトについて

- ・静的コンテンツのみで構成されていること。フォームなどの動的コンテンツは配置できない。
- ・PHP や CGI をはじめとした、サーバサイドで稼働するプログラムの設置は想定されていない。JavaScript のような、クライアントサイドで稼働するプログラムについては特に制限はないが、JavaScript にて JQuery 等のフレームワーク等を使用する場合は、当該フレームワークのサポート切れ等に関して、契約後、文部科学省公式ウェブサイト担当事業者と協議すること。
- ・配置するディレクトリを指定すること。
- ・アップロードするファイルは、文部科学省公式ウェブサイト担当事業者を通じて文部科学省公式ウェブサイトに掲載となるため、全データを納品すること。

(イ) 納品物について

- ・納品するファイル（HTML 及び付随するアセット類）は以下の要件を満たしていること。

- ・加工済みの画像ファイル等のリソースファイル一式を含むこと。
 - ・作成するページ内に User Insight（アクセス解析ツール）のタグを入れること。
 - ・その他、納品に至るまでに文部科学省公式ウェブサイト担当事業者から指摘のあった事項の修正が行われていること。
 - ・納品前の動作確認については、受託者にて用意した環境で行うものとする。
- (ウ) ユーザビリティ要件

項番	ユーザビリティ分類	ユーザビリティ要件
1	画面の構成(直感・シンプル)	・利用者が何をすればよいか直感的に理解できるデザインにすること。 ・無駄な情報、デザイン、機能を排したシンプルでわかりやすい画面にすること。
2	画面の構成(フォント及び文字サイズ)	・十分な視認性のあるフォント及び文字サイズを使用すること。 ・画面サイズや位置を変更できること。 ・一度に膨大な情報を提示して利用者を圧倒しないようにすること。
3	画面の構成(マルチデバイス対応)	・スマートフォン、タブレット端末により本サービスを利用する利用者を想定し、これらの端末の特性を考慮した画面にすること。 ・レスポンシブデザインにより、P C、タブレット端末、スマートフォン等の利用環境を問わず、同一の情報をグリッドレイアウト等の適切なレイアウトにより表示できるようにすること。
4	画面の構成(表示/非表示)	・情報の優位順位をつけ、重要度の低い情報、特定の利用者層に対して提示する情報は、利用者が必要に応じて表示/非表示を切り替え可能とする等の工夫をすること。
5	画面の構成(クリックやチェックができる箇所)	・画面上でクリックやチェックができる箇所とできない箇所の区別を明確にすること。 ・タップ操作が可能なタブレット端末やスマートフォンの場合は、タップ操作の結果(どの部分をタップしたのか)を適切にレスポンスできること。
6	画面遷移	・利用者が次の処理を想像しやすい画面遷移とすること。 ・無駄な画面遷移を排除し、シンプルな操作とすること。
7	画面表示・操作の一貫性(統一)	・機能、用語、レイアウト、操作方法は統一すること。
8	画面表示・操作の一貫性(視認性)	・必須入力項目と任意入力項目の表示方法を変えるなど各項目の重要度を利用者が認識できるようにすること。 ・見やすさを考慮し、画面のフォントサイズを決定すること。 ・画面ごとに異なるフォントを使わないこと。
9	操作方法のわかりやすさ	・無駄な手順を省き、使いやすく、利用者が効率的に作業できるようにすること。 ・利用者が操作しやすい手順にするため、画面上の情報項目を上から下へ、左から右へ流れる順番に配置すること。 ・利用者の操作を軽減できるよう、画面の初期表示時、入力項目、選択項目等に適切な規定値を設定すること。
10	操作方法のわかりやすさ(マルチデバイス対応)	・スマートフォン、タブレット端末等の狭い表示領域、タッチインターフェースでも効率的に作業できる操作性を実現すること。

11	指示や状態のわかりやすさ(外部ドメインへの遷移)	ドメインを異にする他の Web サイトへの遷移を行う際は、離脱メッセージを表示する等、利用者が認識できるようにすること。
----	--------------------------	--

・

④情報セキュリティに関する要件・留意点

(ア) 本業務の遂行に当たっては、以下の文書の最新版を参照・尊寿すること。

- ・デジタル庁「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」
- ・「文部科学省情報セキュリティーポリシー」及び「セキュリティーポリシー下位規程」
契約締結後、受注者が文部科学省に守秘義務の契約書を提出した後に文部科学省から開示する。
- ・内閣サイバーセキュリティセンター「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」

(イ) 情報セキュリティ上のサプライチェーン・リスクへの対応を行うこと。

- ・本業務において、下記 1. から 5. の情報セキュリティに係るサプライチェーン・リスクを低減する対策を行うこと。
 1. 本業務全般において信頼できる情報セキュリティ管理体制の確立。
 2. 脆弱性検査等のテストの実施。
 3. 本業務全般における不正行為の有無についての定期的な点検。
 4. 作業等が不正な変更を加えないよう、サプライチェーン全体の適切な管理。
 5. 不正な変更が発見された場合に、文部科学省と請負者が連携して原因を調査・排除できる体制の整備。
- ・業務において文部科学省の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときは、文部科学省と協議の上、追跡調査や立入検査等による原因の調査等の検証を行うこと。
- ・作業管理者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）や職務実績、国籍がわかる資料及び資本関係・役員の情報がわかる資料を提出すること。

(ウ) 情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアルに基づき、以下の内容について対応すること。

- ・サービスの継続性を確保するため、情報システムの各業務の異常停止時間が復旧目標時間として、1 週間を超えることのない運用を可能とし、障害時には迅速な復旧を行う方法又は機能を備えること。
- ・不正の防止及び発生時の影響範囲を限定するため、外部との通信を行うサーバ装置及び通信回線装置のネットワークと、内部のサーバ装置、端末等のネットワークを通信回線上で分離すること。
- ・通信回線を介した不正を防止するため、不正アクセス及び許可されていない通信プロトコルを通信回線上にて遮断する機能を備えること。
- ・情報システムのなりすましを防止するために、サーバの正当性を確認できる機能を備えること。
- ・サービスの継続性を確保するため、構成機器が備えるサービス停止の脅威の軽減に

有効な機能を活用して情報システムを構築すること。

- 不正プログラム（ウィルス、ワーム、ボット等）による脅威に備えるため、想定される不正プログラムの感染経路のすべてにおいて感染を防止する機能を備えるとともに、新たに発見される不正プログラムに対応するために機能の更新が可能であること。
- 情報システムに対する不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、情報システムの利用記録、例外的事象の発生に関するログを蓄積し、1年間保管すること。
- ログの不正な改ざんや削除を防止するため、ログに関するアクセス制御機能を備えること。
- 情報セキュリティインシデント発生時の原因追及や不正行為の追跡において、ログの分析等を容易にするため、システム内の機器を正確な時刻に同期する機能を備えること。
- 不正行為に迅速に対処するため、通信回線を介して所属する府省庁外と送受信される通信内容を監視し、不正アクセスや不正侵入を検知及び通知する機能を備えること。
- サービスの継続性を確保するため、大量のアクセスや機器の異常による、サーバ装置、通信回線装置又は通信回線の負荷状態を検知する機能を備えること。
- 特権を有する管理者による不正を防止するため、管理者権限を制御する機能を備えること。
- 情報セキュリティインシデントの発生要因を減らすとともに、情報セキュリティインシデントの発生時には迅速に対処するため、構築時の情報システムの構成（ハードウェア、ソフトウェア及びサービス構成に関する詳細情報）が記載された文書を提出するとともに、文書通りの構成とすること。
- 機器等の製造工程において、府省庁が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。
- 情報システムの利用者の情報セキュリティ水準を低下させないように配慮した上でアプリケーションプログラムやウェブコンテンツ等を提供すること。
- 情報システムにアクセスする利用者のアクセス履歴、入力情報等を当該利用者が意図しない形で第三者に送信されないようにすること。
- 情報の漏洩を防止するため、端末の離席対策等によって、物理的な手段による情報窃取行為を防止・検知するための機能を備えること。
- 物理的な手段によるセキュリティ侵害に対抗するため、情報システムの構成装置（重要情報を扱う装置）については、外部からの侵入対策が講じられた場所に設置すること。
- 運用開始後、新たに発見される脆弱性を悪用した不正を防止するため、情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの更新を効率的に実施する機能を備えるとともに、情報システム全体の更新漏れを防止する機能を備えること。

- ・情報システムの構築において、府省庁が意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。当該品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を提出すること。本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、府省庁が情報セキュリティ監査の実施を判断した場合は、受託者は情報セキュリティ監査を受け入れること。また、役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより、生ずる脅威に対して、情報セキュリティを確保すること。

（ウ）文部科学省が契約終了後も更新できる仕様とすること。

（エ）掲載に当たって請負者が用意する著作権等の処理を要する映像、画像、写真、資料などについては、必要となる著作権、著作隣接権、肖像権等の許諾に関する処理を適切に行うこと。

（オ）その他、実施に当たっては文部科学省と調整を図りながら進めること。

※掲載する項目の決定・掲載にあたっては、事前に文部科学省担当課と密に連絡を取り、掲載イメージ等の案を掲示し、確認を終えてから掲載を進めること。

※成果物の納入期限にかかわらず、途中経過等の報告を求める場合があること。

3. 成果物等

①集約シートA、B、C

成果物は電子媒体での納品とすること。提出先は文部科学省と協議の上、決定すること。

※納品する電子媒体は、PDF 形式に加えて、Microsoft Excel による可変可能なファイルとする。

②報告書

2（1）①の結果について報告書にまとめ、A4版印刷物10冊及び電子媒体で納品すること。

※電子媒体は、PDF 形式に加えて、Microsoft Word または Microsoft PowerPoint による可変可能なファイルとする。また、報告書内のグラフや表についても Microsoft Excel による改変可能なファイルを提出すること。

③成果物一覧

本調達の成果物を下表に示す。納入期限については想定を記載しており、詳細は契約後プロジェクト実施計画にて定め、文部科学省の承認を得ること。

項番	成果物名	納品期限（想定）
1	・プロジェクト実施計画書 ・コンテンツのイメージ図案（2（2））	契約締結後1週間以内

2	集約シートA（2（1）①）	令和7年10月31日 ※報告書のA4版印刷物10冊については令和7年3月31日まで。
3	集約シートB（2（1）①）	
4	集約シートC（2（1）①）	
5	報告書（2（1）②）	
6	設計書、開発したソースコード、テスト結果報告書（2（2））	令和8年2月27日
7	業務全体のまとめや申し送り事項をまとめた業務報告書（2（2））	

※ 納品にあたって受託者は文部科学省の承認を得ること。

※ 成果物が外部に不正に利用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品に留意すること。

※ 電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報(対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日)を記載したラベルを貼り付けること。

4. 著作権

本事業における成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、文部科学省に帰属するものとする。既に受託者が保有しているドキュメント等の著作権は引き続き同社に帰属するものとする。また、著作権が文部科学省に帰属するものについては、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

また、情報発信サイト構築にあたっては、納品される成果物に第三者が権利を有する著作物について、以下のとおり対応すること。

ア 本業務の成果物に使用される文芸、美術等一切の著作権、第三者の肖像権、プライバシー権その他一切の権利及びカメラマン、デザイナー、アートディレクター、コピーライターその他本業務に関与する全ての者に関する権利の処理は、全て受託者の責任と負担で行い、本業務の成果物の著作権が何ら問題を生ずることなく完全な状態で本市のみに帰属するよう措置すること。

イ 前項に関し、関係者その他第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理すること。

ウ 委託期間に関わらず、今後、本業務のために制作されたイラスト、デザイン、撮影された写真等の素材データの行使に関するあらゆる二次使用料については、委託金額に含まれるものとする。万一、関係者その他第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理すること。

5. 委託契約期間

委託契約締結日 ～ 令和8年3月31日（火）

6. 作業スケジュール

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事業 管理	契約 実施計画書 提出					
データと りまとめ	サイト用デ ータのとり まとめ					
情報発信 サイト	サイト構成 案作成	デザイン作 成	製作開始		サイト完 成・納品	

7. 提出場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局 参事官（高等学校担当）付 振興係

Email: diversity@mext.go.jp

8. 入札条件

事業規模は21,000,000円（税込）を上限とする。

（1） 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「（2）要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「＊」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の総合評価基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 業務の実施方針

1-1 事業内容の妥当性、独創性

- * 1-1-1 仕様書記載の事業内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていれば加点する。〕

1-2 実施方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 事業の実施方法が明確に示されており、妥当であること。〔事業の実施方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する〕

1-3 作業計画の妥当性、効率性

- * 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の事業実施能力

- * 2-1-1 事業を遂行する人員が確保されており、その体制に効率性・妥当性が認められること。本業務全体を総括・管理する責任者として実施責任者を1名置き、常に文部科学省担当課と連携が取れる体制があること。
- 2-1-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有しており、速やかかつ的確な事業の遂行が可能と認められる場合は加点する。
- * 2-1-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-2 事業実施に当たってのバックアップ体制

- 2-2-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。

2-3 組織の類似事業の経験

- 2-3-1 ・過去に教育分野に関するコンテンツ（サイト・記事・動画等）制作等の類似の事業を実施した実績があればその実績内容に応じて加点する。
- ・過去に5,000件程度の検索機能を実装したコンテンツ（サイト）制作を実施した実績があればその実績内容に応じて加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似調査業務の経験

- * 3-1-1 事業実施に必要な状況を分析し、的確に問題を発見するとともに、改善に向けた具体的な提案を行う経験を有していること。
- 3-1-2 事業実施に必要な幅広い知識・知見を有している場合は加点する。
- 3-1-3 事業内容に関する人的ネットワークを有しており、速やかかつ的確な事業の遂行が可能と認められる場合は加点する。

3-2 業務従事予定者の類似調査業務の経験

- 3-2-1 過去に類似の事業を実施した実績があればその実績内容に応じて加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

- 4-1-1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- 4-1-2 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- 4-1-3 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する（いずれかを応募者が選択するものとする）。

- 5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業※2においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- 5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業※2においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- ※1 中小企業等においては、「給与総額」とする。
- ※2 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。
- ※3 「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財計第4803号）第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。

9. 検査

受託者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、文部科学省が確認することをもって検査とする。検査の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行うこと。また、変更点について文部科学省に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

10. 守秘義務

受託者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。受託者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

11. 届出義務

受託者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに文部科学省へ届け出ること。

12. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

文部科学省は、受託者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受託者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

- ・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表 (375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受託者は、確認のため必要な書類を速やかに文部科学省に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受託者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

13. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

1 4．取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

1 5．協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。

○サイトタイトル（通信制高等学校情報発信サイト）

トップページ

高等学校通信制課程とは...

学校検索

就学支援金関係

よくある質問

関連資料

○通信制高校とは...

- ・全日制・定時制との違い
- ・公立・私立・株立の違い
- ・本校と通信教育連携施設（面接指導等実施施設、学習等支援施設の違い）の違い

○本校（実施校）・通信教育連携協力施設検索

☒ 本校（実施校）
☐ 通信教育連携協力施設（面接等実施施設）
☐ 通信教育連携協力施設（学習等支援施設）

☒ 北海道
☐ 青森県
☐ 岩手県
☐ 秋田県
☐ 山形県
☐ 宮城県
☐ 福島県
...

☒ 公立
☐ 私立
☐ 株立

検索

就学支援金関係

よくある質問

関連資料
(関係法令等、関連通知など)

○検索結果イメージ

検索結果：●件

●●高等学校

本面学

【本校情報】
学校名：●●高等学校（北海道札幌市～）
学校URL：
独立併置：独立
通信教育を行う区域：北海道、青森県
設置者の種類：私立
設置学科：普通科（普通）
連携協力施設数：5か所
情報公開URL：

●●高等学校 札幌キャンパス

本面学

【面接指導等実施施設情報】
施設名：●●高等学校 札幌キャンパス（北海道札幌市～）
施設URL：
施設で実施していること：
情報公開URL：
【本校情報】
学校名：●●高等学校（北海道札幌市～）
学校URL：
独立併置：独立
通信教育を行う区域：北海道、青森県
設置者の種類：私立
設置学科：普通科（普通）
連携協力施設数：5か所
情報公開URL：

●●高等学校 室蘭キャンパス

本面学

【面接指導等実施施設情報】
施設名：●●高等学校 室蘭キャンパス（北海道室蘭市～）
施設URL：
施設で実施していること：
情報公開URL：
【本校情報】
学校名：●●高等学校（北海道札幌市～）
学校URL：
独立併置：独立
通信教育を行う区域：北海道、青森県
設置者の種類：私立
設置学科：普通科（普通）
連携協力施設数：5か所
情報公開URL：

詳細検索用エクセルはこちら...（エクセル添付）

16

○通信制高校とは...

○通信制高校とは...

- ・全日制・定時制との違い

- ・公立・私立・株立の違い

- ・本校と通信教育連携施設（面接指導等実施施設、学習等支援施設の違い）の違い

○就学支援金関係

○よくある質問

Q.○○○○○○○○○○○○○○○？

A.○○○○○○○○○○○○○○○。

Q.○○○○○○○○○○○○○○○？

A.○○○○○○○○○○○○○○○。

Q.○○○○○○○○○○○○○○○？

A.○○○○○○○○○○○○○○○。

Q.○○○○○○○○○○○○○○○？

A.○○○○○○○○○○○○○○○。

○関連資料

○関係法令（法令検索へリンク）

- ・学校教育法
- ・学校教育法施行令
- ・学校教育法施行規則
- ・高等学校の定時制教育及び通信教育振興法
- ・高等学校通信教育規程
- ・高等学校設置基準
- ・高等学校学習指導要領解説

○通知等

- ・高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン
- ・通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）

（その他、通知等のページへのリンク）